

預金口座振替依頼書

年 月 日

株式会社 **りそな銀行 御中**

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

預 金 口 座	預金目録	<input type="checkbox"/> 1. 普通 <input type="checkbox"/> 2. 当座	口座番号	<input type="text"/>	銀行への届出印	株式会社 りそな銀行 支店		
	預金者名	(フリガナ)					金融機関コード	0 0 1 0
							店コード	<input type="text"/>

※ ご依頼日と太枠内を記入してください。

収納企業名	料金等の種類	委託先区分
地方職員共済組合 大阪府支部 短期経理	任意継続掛金	0 8 0 1 5 0 5 9
地方職員共済組合 大阪府支部 介護保険	任意継続介護掛金	0 8 0 1 5 0 5 6

以下の欄には何も記入しないで下さい

振替日	収納企業の指定する日（銀行休業日の場合は翌営業日）
-----	---------------------------

— 預金口座振替規定 —

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議を生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

銀 行 使 用 欄	(不備返却事由)			
	1. 預金取引なし		3. 印鑑相違	
	2. 記載事項等相違		4. その他	
	()		()	
(備考) 委託先経由済				
	印鑑照合	口座No. 照合	コード登録	証印

〔収納企業使用欄〕

(フリガナ)		料金等の 収納依頼 企業名
契約者名		
住所	〒 - TEL ()	料金等の 種類
契約者 番号等		

預金口座振替依頼書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 **りそな銀行 御中**

りそな銀行以外の銀行口座からは口座振替ができませんので、御注意ください。

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

預金口座	預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	銀行への届出印	株式会社	りそな銀行
	預金者名	(フリガナ) キョウサイ タロウ		共済太郎							共済	株式会社	りそな銀行
											金融機関コード	0010	
											店コード	〇〇〇	

※ ご依頼日と太枠内を記入してください。

収納企業名	料金等の種類	委託先区分
地方職員共済組合 大阪府支部 短期経理	意継続掛金	0 8 0 1 5 0 5 9
地方職員共済組合 大阪府支部 介護保険	意継続介護掛金	0 8 0 1 5 0 5 6

任意継続介護掛金は、満40歳から満64歳までの方のみ対象となります。

振替日	収納企業の指定する日（銀行休業日の場合は翌営業日）
-----	---------------------------

○支店名、口座番号、届出印をよく確認してください。

○次のような理由により、銀行で受付ができないことから書類の再提出が必要になり、結果として最初の振替が期日に間に合わなくなる事例が少なくありません。銀行の届出印をよく確認のうえ、**鮮明**に押印してください。

- ①押印された印が銀行に届けられたものと違う印である。
- ②押印の色が薄くて印影が確認できにくい。
- ③ハンコの凹凸が朱肉等で埋まっているため、印影の文字が不明確である。

○印鑑を登録していない口座（無印鑑口座）の場合は、届出印の代わりに任意の認印（ただし、朱肉がいないスタンプ式のインク浸透印は不可とされています。）を押印してください。

○記載事項を訂正する場合は必ず二重線で消して訂正し、訂正印として届出印欄と同じ印を押して下さい。

住所	〒 - TEL ()	企業名	料金等の種類
契約者番号等			